

# 粟生地区 地区計画の内容

## 1 地区計画の方針

名 称	粟生地区 地区計画
位 置	能美市粟生町の一部
面 積	約51.3ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標 本地区は、美川ICから約7kmの地点に位置し、北側には手取川、西側には国道8号が通過し、赤井工業団地に隣接している交通至便で、自然環境豊かな地区である。 地区計画の策定により、産業の振興を図るため適正な土地利用を誘導し、周辺環境と調和した機能的で活力ある産業空間の創造を目標とする。
	土地利用の方針 本地区西側に立地する赤井工業団地、能美工業団地と一体化した産業振興ゾーンとして、周辺環境と調和した機能的で活力ある産業空間の創造を図る土地利用を誘導する。
	建築物等の整備の方針 周辺の自然や田園風景との調和など良好な景観及び環境の創造のため、建築物等に関し、次の制限を定める。 1. 建築物の敷地面積の最低限度 2. 建築物等の用途の制限 3. 壁面の位置の制限 4. 建築物等の形態又は意匠の制限 5. 垣又はさくの構造の制限 6. 良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物の敷地面積の最低限度	2,000㎡(但し、既に2,000㎡未満の敷地となっている場合は、敷地を分割しない限り建築物を建てられる。)
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍その他これらに類するもの。但し、次の各号に該当する場合には、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場、倉庫及び店舗(以下、「当該工場等」という。)と一団の敷地で総合的に建設されるもの</li> <li>・ 当該工場等の管理のために必要な住宅又は当該工場等に従事する者のための寄宿舍</li> <li>・ 居住の用に供する部分の床面積の合計が、当該工場等の用に供する部分の床面積の合計の2分の1を超えないもの</li> </ul> <p>(2) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに該当する営業の用に供する建築物</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に該当する営業の用に供する建築物</p> <p>(5) 専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱する用に供する個室(俗称『カラオケハウス』)等</p>
	壁面の位置の制限	<p>建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(1) 道路境界線については 3m</p> <p>(2) 隣地等の境界については 1m</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものでなければならない。</p> <p>広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、周囲の景観と調和したものでなければならない。</p>
	垣又はさくの構造の制限	<p>原則として、道路境界から1.0mの範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスとする。</p> <p>ただし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置してもよい。</p>
	土地利用に関する事項	<p>良好な環境地区の確保に必要なものの保全を図るための制限</p> <p>(1) 道路沿いの3mの区域においては、次の各号に掲げる場合を除き、緑地以外の土地利用をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口を設置する場合</li> <li>・ 企業名板及び外灯を設置する場合</li> <li>・ 垣又はさくを設置する場合</li> <li>・ 電気設備等の工作物を設置する場合</li> <li>・ 公共・公益上やむを得ない場合</li> </ul> <p>(2) 敷地内の緑化を積極的に進め、周辺環境との調和に努めなければならない。</p>
この地区整備計画については、公共用地には適用しない。		

「区域は計画図表示のとおり」

## 理由

交通利便性の優れた栗生工業団地及びその周辺地区において、一体化した産業振興ゾーンとして適正な土地利用を誘導し、周辺環境との調和を図りながら、良好な景観を形成、維持していくため。

# 区域図

